

(10) 地方整備局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

直轄国道、直轄河川は原則として全て地方に移管し、国に残す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備等に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（66事務）】

A 地方移管する事務（33事務）

- ・直轄国道の整備・保全（自動車専用道路を除く）
 - ・直轄河川・直轄砂防の工事・維持管理
 - ・国営公園の整備・管理
- など

B 廃止・民営化等する事務（15事務）

- ・国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等）
- ・地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など

C 国に残す事務（18事務）

- ・直轄国道の整備・保全（自動車専用道路）
 - ・営繕工事の企画・立案・施工等
- など

《仕分けに当たっての考え方》

- ・直轄国道の整備・保全は地方に移管する事務に仕分けしているが、高規格幹線道路（高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路）は国に残す事務に仕分けしている。

《今後検討すべき課題》

- ・直轄河川の工事・維持管理のうち複数都府県をまたがる河川については、治水利水対策の調整方法、広域連携体制等について今後更に検討する。
- ・直轄砂防の工事・維持管理、港湾の直轄工事、国営公園の整備・管理については地方に移管する事務に仕分けしているが、今後更に検討する。

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方 (33)	廃止等 (15)	国 (18)
------------	-------------	-----------

平成20年
全国知事会提言

(33)

(1)

(32)

(1 1) 地方運輸局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

鉄道事業の許認可など地域振興に関わりの深い事務を地方に移管し、国に残す事務はJRに対する許認可、監督、外国船舶の監督等に限定する。

自動車の登録・車検、統計調査の実施等は廃止・民営化等する。

【事務・権限の仕分けの結果（46事務）】

A 地方移管する事務（31事務）

- ・ 鉄道事業の許認可・監査・行政処分（JR以外）
- ・ 観光振興に関する事務
- ・ 旅客自動車運送事業（バス・タクシー事業）の許認可・監査
- ・ トラック事業の許認可・監査
- ・ 倉庫業の登録・指導監督 など

B 廃止・民営化等する事務（11事務）

- ・ 国庫補助金支給事務（観光振興・バリアフリー等）
- ・ 海事代理士・海技士等の試験の実施
- ・ 自動車の登録・抵当、車検
- ・ 統計調査の実施 など

C 国に残す事務（4事務）

- ・ 鉄道事業（JR）の許認可・監査・行政処分
- ・ 外国船舶の監督等 など

《事務・権限数で見た仕分け結果》

地方	廃止等	国
(31)	(11)	(4)

平成20年
全国知事会提言

(36)

(0)

(6)

(12) 地方航空局

《仕分け結果の概況》

航空行政は国に残す事務に仕分けしているが、国管理空港 20 港の整備管理については、国が設置し地方自治体が管理者となる特定地方管理空港へ移す道筋は残しておく。

【事務・権限の仕分けの結果（21 事務）】

A 地方移管する事務（0 事務）

B 廃止・民営化等する事務（0 事務）

C 国に残す事務（21 事務）

- ・ 飛行場の設置・管理
- ・ 空港の航空管制
- ・ 空港における航空機、空港内立入者及び車両の安全確保に関する事務
- ・ 航空機の運航の監督
- ・ 航空・鉄道事故調査委員会の調査に対する援助 など

《事務・権限数で見た仕分け結果》

	国
	(21)
地方	
(3)	(12)

平成 20 年
全国知事会提言

(13) 地方環境事務所

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。
 国に残す事務は廃棄物の輸出入や鳥獣の輸出入規制等に関する事務に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（36事務）】

A 地方移管する事務（26事務）

- ・地球温暖化防止に関する民間への助成
 - ・温室効果ガス排出量の報告受理等
 - ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等
 - ・国立公園の保護及び利用に関する規制
 - ・鳥獣保護区域内における鳥獣の捕獲許可等
- など

B 廃止・民営化等する事務（5事務）

- ・地球温暖化防止等に関する自治体への助成
- ・循環型社会形成推進交付金
- ・廃棄物処理法に基づく緊急時の措置命令・報告徴収・立入検査
- ・大気汚染防止法等に基づく緊急時の報告徴収・立入検査
- ・ラムサール条約湿地の保全等に関する自治体との調整

C 国に残す事務（5事務）

- ・廃棄物の輸出入に関する事務（輸出確認及び輸入許可等）
 - ・鳥獣の輸出入規制
- など

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等	国
(26)	(5)	(5)

平成 20 年
 全国知事会提言

(18)

(3)

(3)

(14) 北海道開発局

【事務・権限の仕分けの結果】

地方整備局、地方農政局の業務に準じて仕分けする。

(15) 沖縄総合事務局

【事務・権限の仕分けの結果】

今回検討の対象となった他の出先機関の業務に準じて仕分けする。
ただし、沖縄県が有する特殊事情に十分配慮することが必要である。

仕分け結果の全体像（全機関の合計）

地方 (296)	廃止等 (97)	国 (135)
-------------	-------------	------------

平成 20 年
全国知事会提言 (260) (20) (177)

仕分け結果として示した「地方・廃止等・国」の配分はあくまでも事務数による比較である。

このため例えば、地方整備局については全職員の 70%以上が従事する直轄国道及び直轄河川事業が、局全体の 66 事務中の 14 事務（21%）としかカウントされない等の限界がある。

今後最終報告に向けて、個別の事務を担う人員を把握することにより、出先機関廃止の可能性について検討を深めていく。

VI 最終報告に向けての検討課題

国の出先機関の原則廃止を実現するためには、移管事務の受入体制、国から地方への財源移譲、国から地方への人材移管について全国知事会としての考え方を明確にしなければならない。これらを明確にしない限り、国の各府省も具体的に踏み込んだ対応を示さず、都道府県側も住民や市町村に対する説明責任が果たせないなど、移管に向けた議論が進まないことは、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた直轄国道・直轄河川の移管協議の経過の中で我々も身をもって経験したところである。最終報告に向けて、これらについても、全国知事会としての考え方を毅然として示す必要がある。

今後、政府の地域主権戦略会議等の議論に本中間報告が反映されるよう積極的に働きかけを強めていく。

1 中間報告で取りまとめた課題等の更なる検討について

中間報告において国の出先機関の事務・権限について仕分けを行ったが、検討の過程の中でなお精査を要する課題等があった。(V 「2 各国の出先機関の事務の仕分け」中、《今後検討すべき課題》等として示したもの。)

今後、こうした課題等の更なる精査を行うとともに、地方移管の対象となる業務に係る人員、事務経費(財源)について検討を進める。

なお、検討の対象が国の出先機関の所管する事務である以上、政府の協力が不可欠であり、今後各省庁からのヒアリングなどの実施について全国知事会として協力を求めていく。

2 受入体制(広域連携の仕組み等)について

複数の都道府県をまたがる広域的な調整や連携が必要な事務の受け入れに当たっては、広域連合や協議会など既存の制度を積極的に活用するとともに、新たな連携方策の可能性や地域の特性なども考慮しながら、具体的な受入体制を提案する。

3 国から地方への財源移譲について

国の出先機関の事務移管に伴い必要となる地方財源については、以下の点に留意しながら確実に確保する。

- ・ 事務・権限の実施に財源の不足が生じないよう総枠を確保するとともに、地域のニーズにも配慮すること。
- ・ 最終的には、地方の事務執行に要する経費は地方の財源で賄うとの考え方に基づき、国から地方へ「税源」を移譲する必要があること。

4 国から地方への人材移管について

受け入れ体制の検討にあわせ地方へ移管される事務に関する専門知識やノウハウ等を持つ国の人材の移管についても検討する必要がある。

その際には、以下の点を踏まえた移管のあり方と仕組みを検討する。

- ・ 移管事務の継続的・安定的実施が可能な仕組みであること。
- ・ 人材移管の前提として、まずは国に対して徹底した組織・定員のスリム化を求めること。
- ・ 受け入れる人員や人材について、地方の主体性が確保できる仕組みであること。

5 重点分野等の検討について

国の出先機関を原則廃止し、地方へ事務・権限を移譲するためには、一定の準備期間が必要である。また移管も段階的なものとならざるを得ない。

そこで地方へ移管すると仕分けた事務（分野）のうち、二重行政の解消や、地域・住民ニーズに柔軟に対応可能となるなど、地方移管することでより効果的な政策展開が期待できるものを「重点分野」とし、政府に対して早期の地方移管を求めていくこととする。

なお、改革の成果をさらに早い段階から国民に示すことも重要であるので、地域の特性などを踏まえながら先行実施することも検討する。

6 改革後もなお国に残す事務・権限の執行組織について

今回、国の出先機関の事務・権限の仕分けを行った結果、一部の事務・権限については引き続き国に残すこととした。

全国知事会の検討は、あくまで地方へ移管する事務・権限を明らかにすることに主眼があるが、なお国に残す事務・権限に係る国の執行組織について提言を行っていくことも重要である。

また、その際、冒頭に掲げた「三つの弊害」を極力小さくするため、地方との連携や協議の仕組み等についても検討する。

VII 各出先機関事務の仕分け一覧

総合通信局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務部	1-1	内部管理事務										
	1-2	内部管理事務(地方移譲に係るもの)										
	2	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等										
	3	電波利用料の徴収等										
情報通信部	4	電気通信事業の登録・届出等										
	5	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)										
	6	情報通信技術(ICT)に関する研究開発(民間に対する助成)										
	7	同上(国の委託研究)										
	8	情報通信技術(ICT)に関するベンチャー支援(独立行政法人への推薦)										
	9	同上(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等)										
	10	情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)										
	11	公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定(民間に対する委託実験)										
	12	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)										
	13	同上(対地方自治体)										
放送部	14	放送局の許認可等										
	15	民放テレビ難視聴解消事業										
	16	日本放送協会の監督										
	17	放送大学学園の監督										
	18	ケーブルテレビ等の許認可等										
無線通信部	19	電波有効利用の促進(周波数の割当計画等の策定)										
	20	無線局の免許等										
	21	無線従事者の免許										
電波監理部	22	電波監理(電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等)										
	23	高周波利用設備の許可・監督										
		登録点検事業者の登録・監督										
		電波利用環境保護に関する周知広報										
		電波適正利用推進員活動の推進										

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
監理 官使	24	信書便事業の監督		○					○	—		
28	合計		13	2	13	0	0	24	0	0	0	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)〕
 ○ 下記*のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

※ 下表「仕分け」欄の「地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)」の仕分けを指す(以下この章において同じ。)

法 務 局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務部	1-1	内部管理事務										
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)										
	2	総合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等										
訟務部	3	国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務										
民事行政部	4	公証に関する事務 ・公証人の指導監督等										
	5	市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等										
	6	国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務 等										
	7	各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託 等										
	8	各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記 等									・国の出先機関原則廃止の観点から地方移管とするが、司法制度と密接な関連を有するものであり、国に残すべきとの意見もあるため、今後更に検討する	
	9	司法書士に対する指導、司法書士会の会則の認可に関する事務等										
	10	土地家屋調査士に対する指導、土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等										
	11	司法書士試験の実施										
	12	土地家屋調査士試験の実施										
	人権擁護部	13	人権擁護に関する事務 ・人権擁護委員の委嘱に関する事務等 ・人権侵害事件に係る調査・救済・予防等 等									
	14	合計										

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

地方 厚 生 局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務課	1-1	内部管理事務			○			○			—	
	1-2	内部管理事務(地方移譲に係るもの)	○								—	
	2	国家試験の実施 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師の国家試験		○				○			○	
	3	医療法人(広域)等の監督	○					○			—	
	4	国開設病院等の監督	○					○			—	
	5-1	指定医療機関等の指定等 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 ・特定感染症医療機関からの報告聴取等	○									○
	5-2	同上 ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定	○					○				
	6-1	同上 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	○								—	
	6-2	同上 ・医療観察法に基づく指定医療機関の指定等	○					○			—	
	7	病原体等の管理対策(民間)	○								—	
	8	同上(地方自治体)		○							—	
	9-1	養成施設等の指定、講習会の指定等 ・養成施設等の指定 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	○					○				○
	9-2	同上 ・養成施設等の指定 栄養士、調理師、製菓衛生師	○					○				
	10	生活衛生同業組合振興計画の認定	○					—			—	
	11	複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合(広域)の許可	○					—			—	
12	補助金の執行等 ・学校法人への臨床研修費等補助金 等	○						○		—		
13	同上 ・保育所運営費国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、結核医療費、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金等		○					○		—		
14	社会福祉法人(広域)等の認可	○								—		
15	生活保護法に規定する保護施設等(都道府県立)の監督		○				—			○		

事務・権限	仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
	国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
健康 福祉 部 等	16	消費生活協同組合(広域)の許可、認可及び承認	○			○				—	
	17	民生委員・児童委員の委嘱	○			○				○	
	18	精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等)	○			○				—	
	19	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する 証明書の発行	○			○				—	
	20	医師等の臨床研修施設等の指導監督	○			○				—	
	21	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等	○			○				—	
	22	登録検査機関の登録等 ・食品衛生法の登録検査機関	○			○				—	
	23	指定検査機関の指定等 ・食鳥検査法の指定検査機関	○			○				—	
	24	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	○			○				○	
	25	健康保険組合等の指導監督	○					○		—	・制度全般のあり方につ いての議論の状況を見極 めた上で、今後さらに国と 地方の役割分担を整理す る
	26	国民健康保険の保険者の指導	○			○				—	
	27	後期高齢者医療制度に係る市町村広域連合の指導等	○			○				—	
	28	企業年金制度等(厚生年金基金及び確定拠出年金等)の運営に 関する業務	○					○		—	
	29	保険医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、 社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	○				—			—	
	30	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監 視)	○					○		—	
	31	介護保険・サービスに関する指導	○			○				—	
	32	児童扶養手当支給に関する都道府県及び市町村の指導		○			—			—	
	33	生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等	○			○				—	
	34	毒劇物営業者の登録等	○			○				—	
	35	医薬品等の輸入届の確認、医薬品等の輸入監視			○	○				—	
		医療の安全に対する取組の普及及び啓発		○			○			—	
		地域医療の確保・推進など		○			○			—	
		輸出水産食品関係施設の監視指導			○			○		—	
	消費生活協同組合の検査指導	○			○				—		
	社会福祉法人の指導監査	○			○				—		
	医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア整備構 想を国と都道府県が一体となって策定・推進するための助言指導 など		○			○			—		
36	麻薬等犯罪捜査に関する事務	○			○				—		

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
麻 薬 取 締 部	37	麻薬業者等の許可等		○			—			—		
	38	予防・啓発(麻薬防止等のための啓発活動、自生大麻・けしの除去活動)		○			—			—		
	39	薬物乱用者やその家族からの相談への対応		○			—			—		
49	合計		38	8	3	29	3	9	3	1	4	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
 ○ 労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)は、ブロック機関の下に置く。

都道府県労働局

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
総務部等	1	内部管理事務	○			○					—	
	2	総合的な施策の企画	○			○					—	
	3	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	○			○						○
	4	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理	○			○					—	
	5	労働保険事務組合の業務に係る監督	○			○					—	
	6	労働基準監督署・公共職業安定所の指揮監督	○				—				—	
労働基準部	7	労働条件、労働者の保護などに関する監督等	○			○					—	
	8	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等	○			○					—	
	9	社会保険労務士に関する監督等	○			○					—	
	10	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等	○			○					—	
	11	賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施・賃金構造基本統計調査		○			—				○	
	12	労働基準監督署の指揮監督	○				—				—	
職業安定部等	13	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	○			○					—	
	14	同上(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)		○		○						○
	15	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	○			○					—	
	16	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告) ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法等	○			○					—	
	17	雇用対策に係る事業主に対する助成	○			○					—	
	18	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	○			○				○		
	19	公共職業安定所の指揮監督	○				—			○		
雇用均等室	20	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・勧告) ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	○			○					—	
	21	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)	○				—				—	
	22	両立支援に取り組む事業主への助成	○			○					—	
22	合計	20	2	0	17	0	0	2	1	2		

中央労働委員会地方事務所

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)		
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)					
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国			
地方調査官	1	中央労働委員会の地方における事務の整理 ・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務					○			○		○	・全ての事務を中央労働委員会本局に移管し、地方事務所は廃止
1	合計			0	0	1	0	0	1	0	0	1	